

令和3年

第3回市議会定例会 議案第6号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	300円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（市長が定めるやむを得ない事由による再交付を除く。）	1件につき	800円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納を理由とする交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）に限る。）	1件につき	800円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第	1件につき	800円

を

29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）		
---	--	--

戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	300円	に
----------------------------	-------	------	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付等に係る手数料を廃止するため